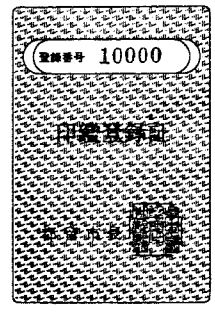
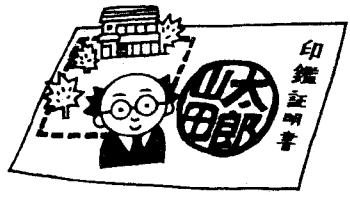


# 印鑑登録について



- [注意]
1. この登録票は、あなたが印鑑の登録を受けようとしていることを証明する大切なものです。
  2. 印鑑登録証明書の交付申請、印鑑登録の停止、印鑑登録の可変換申請をするときはこの登録票を必ず持参して下さい。
  3. 幸い多岐の事由によりこれらの印鑑を代理人に委託しようとするときは、この登録票を代理人に持参して下さい。
  4. この登録票が無くし紛失したときは印鑑登録の可変換申請を受けられません。
  5. この登録票を失ったときは第三者による不正利用を防止するための防偽に際して下さい。
  6. 登録印鑑を返したときは印鑑登録の廃止申請をして下さい。

昨年九月一日より、都留市印鑑条例が改正され、いわゆる手帳方式(間接証明方式)となりました。この登録手続きにつきましては、その際広報でお知らせいたしましたので、今回は登録にふさわしい印鑑、不適當な印鑑について説明いたします。



**印鑑にあらわす文字**  
 印鑑にあらわす文字は戸籍住民票または外国人登録原票に記載された、記載されている文字でなければならぬこと。  
 例えば「渡邊國彦」を「渡辺國彦」とする程度は容認される範囲とされますが、「大田」を「大多」

職員として誠に身に余る光栄であります。  
 またその反面、責任の重大さを痛感している次第でございます。もとより浅学非才な私ではございますが、ご期待にそむかぬよう微力ではありますが、誠心誠意努力を重ねる所存でございます。  
 昭和55年度におきましては、国、地方を通じて財政危機が引き続き深刻な状況にあります。飛躍の80年代を目指す本市が市政の順調な進展をみておりますことは市民の皆様とともに喜びに堪えないところでございます。


または「とよ」を「とよ子」とする類は不適當です。  
 字体については  
 字体は楷書体、てん書体、行書体等いろいろありますが、要は戸籍住民票に記載されている氏名と同一であることが判読出来る程度

(一般的、常識的に)であればよいとされています。  
 文字の組合わせについて  
 印鑑にあらわす文字の組合わせについては、いろいろの方法がありますが、氏名、氏、名、氏名の一部を組合わせたもので  
 (1)登録出来る氏名の組合わせ方法は(氏名甲野一郎の場合)  
 イ 氏および名の頭文字を組合わせたもの(例) 甲野一  
 ロ 氏の頭文字に名の頭文字を組合わせたもの(例) 甲一  
 (2)登録出来ない氏名の組合わせ方法  
 イ 氏の末尾と名の末尾を組合わせたもの(例) 野郎  
 ロ 氏と名の末尾を組合わせたもの(例) 甲野郎  
 ハ 乙之印と之章の組合わせについて

従来から印章を作成する場合、氏名の文字のつぎに「〇〇之印」「〇〇之章」のように文字を加えることがありますが、注意を要するのは「章」は「あきら」と読むことが出来、その名「一」之章と刻印してあるのを、読み方によって「かずゆきあきら」となる恐れもあります。  
 乙之印についても、例えば「田中一」之印を「たなかかずゆき印」と誤読する場合もあるので、この点ご留意ください。  
 三文印について  
 世間ではいわゆる三文印といわれるものは実印(登録印)としてふ

## 収入役就任に際して

### 都留市収入役 初原 式



このたびは、はからずも市職員としても大先輩であります佐藤収入役の後任として現職の市職員として始めて選任されましたが、

本年度の本市の予算規模は一般会計及び特別会計を含め七十数億円にのぼっており、事務量、その処理方法ともに複雑多岐に渡っております。  
 私は市民の皆様のをあずかる者として、これらの問題に真剣に取り組みたいと考えておりますので、今後市民の皆様、また関係機関の方々のご協力とご鞭撻を載いて、この重責を果して参りたいと考えております。  
 ここに皆様のご協力を切にお願ひ申し上げます、ごあいさつといたします。

さわりありません。三文印とは「広辞苑」によれば安価で粗雑な印刷とあり、駅の売店などで売られており、誰でもいつでも容易に求められ、識別するのが、きわめてむずかしく、取引の安全に寄与しようとする印鑑登録証明制度の目的から考えれば、不適當と言はざるを得ません。  
**印影の大きさについて**  
 印影の大きさにつきましては、一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの、または25ミリメートルの正方形に収まらないものは登録出来ません。  
 この外輪郭の30%以上欠損しているもの、磨滅しやすいゴム印、にじみやすいインク付の印なども登録印として不適当です。  
 以上印鑑登録に適否な規程を例示しましたが、登録申請の手続きなどにつき、ご不明な点がございましたら、市民課、各出張所にお問い合わせください。  
 なお登録事務につきましては、「登録は厳格に証明は簡潔に」という原則によって、登録はきわめて厳重な審査と取扱いがなされておりますので、不都合をお感じになられることもあるかと思っておりますが、今後とも理解とご協力をお願いいたします。

